

## 藍住町保育所利用者負担額表

単位：円／月額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
階層	区分	年度の初日の前日の満年齢					
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1階層	市町村民税均等割のみの世帯	13,500 【6,250】	13,300 【6,150】	0	0	0	0
第3-2階層	市町村民税の所得割のある世帯所得割課税額	48,600円未満	19,500 【9,000】	19,300 【9,000】	0	0	0
第4-1階層		48,600円～ 77,101円未満	30,000 【9,000】	29,600 【9,000】	0	0	0
第4-2階層		77,101円～ 97,000円未満	30,000	29,600	0	0	0
第5階層		97,000円～ 169,000円未満	44,500	43,900	0	0	0
第6階層		169,000円～ 301,000円未満	61,000	60,100	0	0	0
第7階層		301,000円～ 397,000円未満	65,000	63,900	0	0	0
第8階層		397,000円以上	65,000	63,900	0	0	0

1. 「保育標準時間」は最長11時間、「保育短時間」は最長8時間の利用となります。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市町村民税の所得割課税額を合算します。
3. 扶養義務者(父母などの合計)の税額区分と児童の年齢の交わる部分の金額が利用者負担です。  
なお、4月～8月分の利用者負担額は、前年度市町村民税額の区分により算定します。
4. この表の市町村民税の所得割を計算する場合には、税額控除(調整控除は除く)は適用しません。

裏面に続く

5. 生活保護世帯等は、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(昭和25年法律第144号)による支援給付の受給世帯です。
6. 年収約360万円未満相当の世帯においては、同一世帯の兄弟の年齢に関係なく、年齢の高い順から2人目は半額、3人目以降は無料になります。
7. 年収約360万円以上相当の世帯においては、同一世帯から2人以上の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。
8. 母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の階層が第3-1階層から第4-1階層に該当する場合は、認定された階層の【 】の金額を適用します。
9. 児童の属する世帯が8の規定の対象となるときは、同一世帯の兄弟の年齢に関係なく、年齢の高い順から2人目以降は無料となります。
10. 児童の支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4の里親である場合は、当該児童の属する世帯の階層区分にかかわらず、利用者負担額は無料となります。
11. 18歳未満の子ども(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が同一世帯に3人以上いる世帯において、第3人目以降の利用者負担額は申請により無料となります。
12. 1か月すべてお休みされても、その月の利用者負担額は納付していただく必要があります。
13. 延長保育を利用される場合は、別途負担が必要です。
14. 教育・保育給付認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの表における階層区分は、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同法第292条第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によることができます。ただし、寡夫とみなされる教育・保育給付認定保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りではありません。
15. 法第19条第1項第2号に規定する児童において、年収約360万円未満相当の世帯及び、18歳未満の子ども(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が同一世帯に3人以上いる世帯において3人目以降の副食費は免除となります。また、令和元年度に限り、法第19条第1項第2号に規定する児童において、年収約640万円未満相当の世帯であり、かつ、18歳未満の子ども(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が同一世帯に2人以上いる場合は、2人目以降の副食費は免除となります。